

行政改革大綱実施計画

平成 19 年 7 月

鳥取県西部広域行政管理組合

1 策定の趣旨

この実施計画は、平成19年1月に策定した鳥取県西部広域行政管理組合行政改革大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施すべき改革項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするために策定します。

2 策定の視点

この計画は、大綱に掲げた実施項目を計画的かつ効率的に推進するため、実施期間内の年度ごとの取り組み内容及び目標数値又は効果をできる限り明記し策定します。

3 実施期間

大綱に基づく実施期間は、大綱の実施期間（平成18年度から平成22年度までの5年間）を基本としますが、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく「集中改革プラン」としての取組み事項は、実施計画の一部として策定し、今後発生する課題についてもその都度検討し実施します。

4 推進体制及び進行管理

この計画を着実に実行していくために、鳥取県西部広域行政管理組合行政改革推進本部を中心に推進委員会、幹事会、作業部会を組織し推進します。

また、推進委員会において、毎年度に進捗状況のヒアリングを実施し、推進本部に報告の後、ホームページの活用による積極的な情報公開により行政改革を推進します。

行政改革大綱・実施計画

実施予定期欄：○=調査・検討、◎=実施（着手）、→=継続

整理番号	実施項目	実施内容	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期				所管課
					18	19	20	21	
1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合									
1-(1)	ふるさと市町村圏基金のあり方及び広域活動計画の見直し	構成市町村の出資による基金の運用益で実施している事業について、廃止も含めて今後の方向性について検討する。			○	→ 万針 決定			総務課
1-(1)-1	ふるさと市町村圏基金の今後のあり方の検討	ふるさと市町村圏基金の今後の方針を検討する。			○	→ 万針 決定			総務課
1-(1)-2	広域観光業務の検討	平成2年11月に西部広域の共同事務の一つとなつた広域観光事業について、廃止を検討する。			○	→ 万針 決定			総務課
1-(1)-3	「ほうき星を探せ」事業の見直し	ふるさと市町村圏基金からの運用益で実施している「ほうき星を探せ」事業については、段階的に縮減し平成20年度をもつて廃止する。		H19 1, 100 H20 2, 100 H21以降各年度 3, 100	○	→ 万針 決定			総務課
1-(1)-4	「リサイクルフェア」事業の見直し	ふるさと市町村圏基金からの運用益で実施している「リサイクルフェア」事業については、事業内容等を廃止も含めて検討する。			○	→ 万針 決定			総務課
1-(2)	可燃ごみ処理及び焼却灰の処理体制の検討	西部圏域のごみ処理体制の今後の対応方針について、平成22年度までにどこにどこにセントラルセンターから発生する焼却灰を検討する。			○	→ 万針 決定			環境資源課
1-(3)	し尿処理施設の集約化の検討	現在の西部圏域のし尿処理施設（西部広域の米子浄化場・日浜浄化場、米子市ほか4町村、日野3町組合の清化園・日野3町、境港市の市浄化センター（境港市）の4施設の処理体制を西部広域の米子・日浜両浄化場に集約化を検討する。			○	→ 万針 決定			施設課 環境資源課

行 政 改 革 綱 約 · 実 施 計 劃

—
—
—

行政改革大綱・実施計画

実施予定期欄：○＝調査・検討、◎＝実施（着手）、→＝継続

整理番号	実施項目	内 容	実 施	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期			所管課
						18	19	20	
2-(1)-1	米子浄化場、白浜浄化場運転管理の民間委託の検討	設備修繕等の維持管理業務のみを委託する部分委託と、消耗品、光熱水料、修繕等の維持管理経費を含む包摂的全面委託も選択肢として検討する。		○	→ 方針決定				施設課
3 職員定数の適正化									
3-(1)	早期退職特例措置の導入	退職手当の平準化、職員の年齢構成の平準化、定員の適正化制度を及び大量退職問題の解決を図るために、定年前早期退職制度を創設し、时限的特例措置を導入する。			H22年度までに 早期退職者を 10人見込む	50,000	○	◎ 制度創設	→ → 総務課
3-(2)	定員適正化計画の策定	事務事業の整理・効率化・民間委託の推進、職員の大量一斉退職問題・退職者の補充問題・再任用制度の活用等を考慮した組織の合理化、職員の適正配置等の観点から、年次ごとの定員適正化計画を策定し、順次実施する。			H22年度までに 2人見込む	16,000	○	◎ 計画策定	→ → 総務課
4 給与等の適正化									
4-(1)	給与制度の見直し	国における公務員制度改革等を踏まえ、職務、職責に応じた給与体系とするための給料表構造の見直しと能力、実績を適切に反映した給与制度を構築する。							総務課
4-(1)-1	給料表構造の見直し	給与体系の年功重視型から成績重視型への転換により職務、職責に応じた給与体系とするための給料表構造の見直しをする。				◎			総務課
4-(1)-2	人事評価制度の導入	勤務成績を給与に反映させることのできる客観的で公正性、透明性の高い新たな人事評価制度を導入し、職員の能力開発に努める。				○	→ 人事評価制度試行	→ 人事評価制度構築	総務課
4-(2)	給料の削減	構成市町村の財政状況を勘案し、必要に応じて一般職の職員の給料の特別減額を実施し、併せて適正化に努める。							

行政改革大綱・実施計画

- 5 -

実施予定期欄：○＝調査・検討、◎＝実施（着手）、→＝継続

整理番号	実施項目	実施内容	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期					所管課
					18	19	20	21	22	
4-(2)-1	一般職の職員の給料の特例減額(カット)の実施	必要に応じて一般職の職員の給料の特例減額(職務の級に応じて2%から7%の範囲内の給料の減額)を実施する。		H19 109,671 H20 100,000	○	◎	→			総務課
4-(3)	職員手当の抑制、削減	職員手当については、これまでにも縮減、削減に努めてきたが、財政状況を勘案し更なる見直しをする。								
4-(3)-1	管理職手当の特例減額(カット)の実施	必要に応じて管理職手当の特例減額(支給率を一律20%の減額)を実施する。		H18 3,367 H19 3,353 H20 3,300	○	→	→			総務課
4-(3)-2	時間外勤務手当の抑制・縮減	管理職による時間外勤務管理の徹底、ノーカンガードの徹底、週休日振替、勤務時間の割増変更の促進、研修・講習のあり方等を再考することにより時間外勤務手当の抑制・縮減を図る。		H18以降各年度 10,000	○					全課
4-(3)-3	休日勤務手当の削減	代休取得の促進及び消防局の組織体制の見直しにより休日勤務手当の削減を図る。		H18 50,000 H19以降各年度 40,000～ 100,000	○	◎				消防局
5 経費節減等の推進										
5-(1)	全ての使用料及び手数料の見直し	使用料及び手数料の額について、適正化方針に基づき、各部署において審議会等を設置して適正な料金改正に努める。								
5-(1)-1	使用料・手数料の適正化方針の策定	使用料及び手数料の適正化について、行政サービスの原価を再検証し、適切な受益者負担の観点から使用料及び手数料の額を見直す適正化方針を策定する。			○	◎				総務課
5-(1)-2	火葬場使用料の見直しの検討	平成8年4月に改正した火葬場使用料の見直しを検討する。				○	→	方針決定		施設課

行政改革大綱・実施計画

実施予定期欄：○＝調査・検討、◎＝実施（着手）、→＝継続

整理番号	実施項目	実施内容	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期						所管課
					18	19	20	21	22		
5-(1)-3	うなばら莊使用料の見直しの検討	平成10年7月に改正したうなばら莊使用料の見直しを検討する。			○	→ 方針決定					施設課
5-(1)-4	リサイクルプラザのごみ処理手数料の見直しの検討	事業所搬入分の処理対象ごみ及び受入基準に適合した特定家庭用機器のごみ処理手数料の見直しと個人搬入時の処理手数料の徴収を検討する。			○	◎					環境資源課
5-(2)	経常経費の節減	経常経費については全体的な見直しを行い、節減に努める。									
5-(2)-1	経常経費の節減	職員が事務事業に係るコスト意識を持ち、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの物件費を中心とした経常経費のより一層の節減を図る。		H22までの5年間で100,000	◎						全課
5-(2)-2	議会議員の報酬の見直し	議会議員の報酬について、見直しを検討する。			○	→ 方針決定					総務課
5-(2)-3	特別職の職員の報酬の見直し	管理者、副管理者及び教育長の報酬について、皆減する。		各年度 424	○	→ 方針決定					総務課
5-(2)-4	議会議員の費用弁償の見直し	議会議員の費用弁償について、見直しを検討する。			○	→ 方針決定					総務課
5-(3)	入札及び契約制度の改革	競争性・公平性・透明性をより一層高めるため、入札契約審査会（仮称）の設置、郵便入札の導入等による入札契約制度の改革を行ふ。									

行政改革大綱・実施計画

- 7 -

実施予定期欄：○＝調査・検討、◎＝実施（着手）、→＝継続

整理番号	実施項目	実施内容	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期						所管課	
					18	19	20	21	22			
5-(3)-1	入札契約審査会の設置	公共工事等の入札及び契約の透明性及び公平性を確保し、その適正な執行を図るために、入札契約審査会（仮称）を設置する。			○	→	◎				総務課	
5-(3)-2	郵便入札制度の導入	公共工事等の入札の競争性・公平性・透明性を確保し、その適正な執行を図るために、郵便入札制度を導入する。			○	→	◎				総務課	
6 組織のあり方												
6-(1)	組織機構の見直し	住民サイドの利便性や多様化する住民ニーズに対応した事務事業を遂行するため、組織の簡素化・効率化につながるものについて では、組織、機構の見直しを行う。										
6-(1)-1	消防組織体制の見直し	行政財政の効率化を図るため、人員配置、出動体制、車両体制等の組織体制の見直しをする。			実施年度以降各年度 100,000 ～250,000	○	◎	→	→	→	消防局	
6-(1)-2	専門員の設置及び専門部署の新設	多様化する住民ニーズ、業務の高度化に対応するため、火災調査事従員、予防技術資格者の専門員の設置及び救急専門部署の新設を検討する。				○	→ 方針決定				消防局	
6-(1)-3	収入役制度の見直し	地方自治法の一部改正により、収入役を廃止する。			H19以降各年度 30	○	◎				総務課	
6-(2)	職員の意識改革	行政改革の推進、効果的な財政運営、住民の満足度の向上のためには、職員がコスト意識や問題意識をもち主体的に取り組む必要があり、研修の充実や職員の能力向上が必要不可欠である。										
6-(2)-1	職員研修の充実	職員の能力向上のため、研修施設等も有効に活用し、職員研修についての基本方針にそった職員研修の充実に努める。				○	◎				総務課	

行政改革大綱・実施計画

実施予定期欄：○＝調査・検討、◎＝実施（着手）、→＝継続

整理番号	実施項目	実施内容	職員削減数 (人)	目標効果額 (千円)	実施予定期				所管課
					18	19	20	21	
6-(2)-2	人事評価制度の導入	勤務成績を給与に反映させることのできる客観的で公正性、透明性の高い新たな人事評価制度を導入し、職員の能力開発に努める。			○	→	人事評価制度試行	→	総務課
6-(2)-3	人材育成基本方針の策定	職員の能力向上や人材育成の推進のための基本方針として、期待される職員像と能力を見定め、これを実現するためには、職員の能力向上や人材育成の推進、組織の活性化のため、県期待される人事管理、研修、職場環境づくりに係る方策を定めた人材育成基本方針を策定する。			○	→	◎		総務課
6-(2)-4	人事交流の推進	職員の能力向上、人材育成の推進、組織の活性化のため、県及び構成市町村との職員の相互派遣を推進する。			○	◎			総務課
6-(3)	住民協働の推進	組合と住民との役割分担、連携のあり方、支援のあり方、支援のあり方、参画の充実に努める。			○	○			全課
6-(4)	情報公開と情報提供の推進	組合に対する住民の理解と信頼を深め、組合行政への参加を促すため、あらゆる機会を捉えて情報公開及び情報提供に努める。また、情報発信にあたっては、ホームページ、市町村広報紙等あらゆる手段を積極的に活用し、正確、迅速に情報を提供する。			○	○	一部H18		全課
7 負担のあり方									
7-(1)	負担割合の検討	各事務全般にわたる構成市町村の負担割合のあり方を検討し、適正な負担割合を検討する。			○	→	◎	→	総務課

(注) 整理番号は、行政改革大綱のⅢ具体的の方針及び改革事項の項目番号に合わせています。